

## 花と植物癒し協会 会員規約

花と植物癒し協会は、日本ハーバルアロマソサエティ（2000年設立）・日本プリザーブドアロマフラワー協会（2004年設立）を前身として、2020年に設立。花、ハーブ、アロマセラピーをデイリーに生活の中に取り入れることと、生活の質の向上をコンセプトに設立。高齢化社会、ストレス社会において花、ハーブ、アロマセラピー家庭や職場におけるケアの普及活動を行う。会員は規約に従うものとする。

### 目的

この規程は、本協会の定款に基づき、会員に関する事項を定める。

### 会員の種別

本協会の会員は、認定会員、認定卸会員、認定コーディネーター会員の3種とする。

各会員の違いについては下記の通り。

	協会資格コースの開講	ワークショップの開催	会員価格での商品購入
認定会員	×	○	20%OFF
認定卸会員	×	○	40%OFF
認定コーディネーター会員	○	○	40%OFF

### 会員入会の申し込み

本協会に入会しようとする者は、次の入会申し込み手続きを要する。

会員として入会する者は、協会が定める書類を提出後、入会申込書及び所定の入会金、年会費を添え事務局に提出することをもって入会とする。

### 会員の権利

会員は、本協会が行う次のサービスを受けることができる。

1. ハーブ、アロマセラピー商品（精油・ハーブティ）その他の資材を所定の会員価格で購入できる
2. 会報誌等の配信
3. 本協会主催の特別レッスン、イベントなどのご案内
4. スキンケア教室のご案内
5. 協会オリジナルの名刺作成（有料）

### 入会金及び会費

入会金及び年会費は下記の通り、初年度は振込とし、次年度以降は口座引き落としとする。（税別）

	入会金（初回のみ）	年会費
認定会員	¥5,000	¥10,000
認定卸会員		¥30,000
認定コーディネーター会員		¥30,000

## 会員更新手続き

1. 会員は、年会費の支払いがなされない場合は会員の資格は停止し、本協会が会員に対して行う諸サービスを受けることはできない。
2. 更新月の3か月前までに事務局への申し出がない場合は、自動的に更新となり、以後も同様とする。

## 会員資格喪失と停止について

1. 会員が次の各号に該当する場合は、これを除名することが出来る。
  - a. 本協会の会員規約に違反したとき。
  - b. 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
  - c. 会費を滞納したとき。
  - d. その他本協会の会員としてふさわしくない行為をしたとき。
  - e. 特定の政党やこれに類する政治団体・グループへの勧誘。
  - f. 宗教活動及びこれに類すると思われるグループへの勧誘。
  - g. マルチ商法及びこれに類すると思われるグループへの勧誘。
2. 会員資格を喪失したときは、本協会の認定資格は喪失する。

## 反社会的勢力の排除

1. 会員は、現時点及び将来にわたって、次の各号に該当しないことを確約する。
  - a. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下、あわせて「反社会的勢力」という）であること。
  - b. 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し又は経営に関与していること。
  - c. 反社会的勢力を利用していること。
  - d. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
  - e. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、他の当事者又はその関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、他の会員の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。
3. 会員は、反社会的勢力による不当要求又は業務妨害（以下、「不当介入」という）を受けた場合には、断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに他の会員にこれを報告するものとする。
4. 会員が前項のいずれかに違反した場合には、他の会員は違反した会員に対して通知することにより、直ちに会員資格を解除することができる。
5. 会員が前項の定めにより、本契約に基づき違反した会員に対して本契約を解除した場合には、これによって違反した当事者に損害が生じても解除した者は一切これを賠償せず、また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、違反した当事者はその損害を賠償するものとする。

## 退会

会員は、更新時期の3ヶ月前までに事務局に連絡をすることにより、任意に退会することができる。

#### 既納の入会金、会費等

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

#### 変更

この規程の変更は理事会の決議によるものとする。

#### 理事会への委任

この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項は、理事会が定める。

#### コピーライト

本協会の許可なき場合、テキスト・写真・図案の複写利用は、著作権違法につき警告されるので注意すること。

花と植物癒し協会  
東京都中央区日本橋小網町 13-2